意見書案第　５７　号

温室効果ガス排出目標２５％削減の堅持と達成に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２２年３月１９日提出

提出者　長沼町議会議員　　佐々木　信　雄
賛成者　　〃　　望　月　良　典

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

温室効果ガス排出目標２５％削減の堅持と達成に関する意見書

２００９年１２月、デンマークのコペンハーゲンで開催されたＣＯＰ１５（国連気候変動枠組み条約第１５回締約国会議）は、ポスト京都議定書となる２０１３年以降の、法的拘束力のある削減目標を定めることを目指し、交渉が進められましたが、具体的な排出削減目標が合意に至らず、最終的には法的拘束力のない「コペンハーゲン協定」という形で決着し、先進国は２０２０年までの削減目標を、途上国は削減の取り組み内容を申告するという形に留まり、２０１０年１１月にメキシコで開催されるＣＯＰ１６に、交渉が持ち越されることになりました。

政府はＣＯＰ１５終了後も、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」を前提に「１９９０年比で２０２０年までに２５％削減」を表明していますが、政府は２５％削減目標の国際公約を、前提条件なしに堅持すべきです。

さらに、中国やインド等の新興国は、今後も法的拘束力のある排出削減義務には反対することが予想され、米国についても、中国等の新興国への削減義務無しに、自国の排出削減を積極的に進めるのは難しい状況にありますが、温室効果ガスを大幅に削減することは、世界全体で取り組んでいくべき喫緊の課題であり、日本政府は、先進国と新興・途上国間の国際協力がさらに進むよう努力すべきです。

また、産業界は、当初から２５％削減に反対の姿勢ですが、社会全体が「低炭素社会」へ転換していくことは、コスト増など、企業に新たなリスクをもたらす一方で、新たなビジネスチャンスを生み出し、企業に大きな変革をもたらすものであり、企業は積極的に対応していくことが求められます。

よって、政府におかれては次の対策をとるよう要望いたします。

記

１　産業革命以来の地球温暖化に歴史的責任を負っている先進国の

一つとして、率先して中長期の法的拘束力のある削減目標を掲げ、自らの責任として実行すること。

２　途上国等に対して、エネルギー利用を制約することが経済発展を阻害することにならないことを示し、それにふさわしい技術・資金援助をおこなうこと。

３　国連公約の２０２０年までに温室効果ガスを９０年比２５％削減する中期目標について、前提条件なしに実行し、産業界との公的協定など、総合的な対策をすすめること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２２年３月１９日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　各　　通
経　済　産　業　大　臣
環　　境　　大　　臣